

第二十三号議案

江戸川区障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

例 江戸川区障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区障害認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成十八年三月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（委員の任期）

第二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の改正に伴い、江戸川区障害認定審査会の委員の任期を条例に定める必要があるため、本案を提出いたします。